

青梅市と

株式会社電通総研における

地域のDX等に関する包括連携協定書

青梅市と株式会社電通総研における地域の DX 等に関する  
包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、甲における住民サービスの向上および地域の活性化に資するため、以下のとおり地域の DX 等に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙の緊密な相互連携と協働による活動を推進し、住民サービスの向上および地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域の DX・行政の DX に関すること。
- (2) 官民データの利活用に関すること。
- (3) その他前条の目的達成に資すること。

2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に推進するため、甲乙は定期的または随時に協議を行うものとする。この場合において、具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社、協力会社または業務委託先に実施させることができるものとする。

（秘密保持）

第3条 本協定にもとづき、甲乙（以下「受領当事者」という。）が相手方（以下「提供当事者」という。）から知り得た情報（以下この条において「秘密情報」という。）については、それぞれ秘密を保持し、第三者に開示・漏えいせず、本協定以外の目的に使用しないものとする。ただし、事前に提供当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の定めは、次の各号に該当する情報には適用されないものとする。

- (1) 提供されたときすでに受領当事者が保有している情報
- (2) 受領当事者が秘密情報によらず独自に作成または取得した情報
- (3) 公知の情報
- (4) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

3 受領当事者は、本協定の有効期間終了後、秘密情報（複製物を含む。）の一切を提供当事者の指示に従い、速やかに返還するもしくはこれらを破棄するものとする。

4 受領当事者は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も5年間、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲または乙のいずれかから、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和6年2月8日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかから書面による申出がない場合、同一の内容でさらに、1年間更新することとし、その後も同様とする。

2 甲または乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知し、かつ、甲乙協議の上、本協定を解約できるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力または、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損または業務妨害
- (3) その他前2号に類似する行為

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月8日

甲 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市  
代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都港区港南2-17-1  
株式会社 電通総研  
X イノベーション本部長 幸坂 知樹